

新型コロナウイルス感染症（第3波）に関する本山学園の今後の対応について

新型コロナウイルスの感染者は、秋に入り第3波と言えるような急速な増加を来しています。これまで以上のコロナ感染防止対策が要求されます。学校法人本山学園（以下、学園）においては、現在、万全の感染防止対策を取りながら、全学において対面授業を実施していますが、引き続いて現状を維持していきたいと思っています。そのためには、国が求める「新しい生活様式」の実践や感染防止を高める「5つの場面」を踏まえて、学園の全ての教職員と学生に対して、以下に示す要請事項のさらなる徹底をお願いいたします。これまで、コロナ感染状況を踏まえた感染防止対策について、6回に亘り公示して参りましたが、今回この全国的な感染者数の急増を受けての新型コロナウイルス感染症の予防に向けた新たな本学の指針を示します。

特にこれからは、一般的にウイルスが活発に活動する時期になり、また年末年始という特別な時期を迎えます。現状は、いつ誰が感染してもおかしくない状況になっていますので、学園の全ての教職員と学生の皆さんは、自分が感染するかもしれない、感染させるかもしれない、という危機意識を常に強くもって良識ある行動をとるようお願いいたします。

I. 新型コロナウイルス感染症の防止に対する留意事項

以下の事項の遵守の徹底をお願いいたします。

1. 学園内において

1) 一般的注意事項

- ① 入校時、必ずサーモグラフィにより体温チェックを行う。
- ② 常時マスクもしくはフェイスシールドを着用する
- ③ アルコールによる手指消毒、流水・石鹸による手洗いをこまめに行う。
- ④ 咳エチケットを守る。
- ⑤ 授業時間外においても、三密（密閉・密集・密接）の環境を作らない。
特に、2階大ラウンジでの食事・会話時。
- ⑥ 常時ソーシャルディスタンスを保つ。
- ⑦ 昇降にはなるべく階段を使う。エレベーターを複数人で使用する時には、同時に7名までとする。

2) 授業の遂行に際して

- ① 学生の席は、各教室で可能な範囲で工夫して席の間隔をあける。
- ② 窓や入り口を開けて換気を図る。
- ③ 授業中、教員及び学生はマスクもしくはフェイスシールドを着用する。
- ④ 授業の中で、学生間及び教員・学生間での近距離対面の機会はできるだけ避けるよう工夫する。
- ⑤ 実習・演習授業においても、教育効果を落とさない範囲で可能な限り学生間及び教員・学生間の距離をあけるよう工夫する。

2. 学園外において

- ① 感染防止の三つの基本（マスクの着用、手洗いの励行、ソーシャルディスタンスの確保）を実践する。
- ② 「三つの密」（密閉・密集・密接）の環境をつくらない、参加しないことを徹底する。
- ③ 新たに国が指定した感染リスクが高まる以下の「5つの場面」を避ける。
 - ・ 飲酒を伴う懇親会等
 - ・ 大人数や長時間の飲食（5人以上の飲食、深夜のはしご酒等）
 - ・ マスクなしでの会話
 - ・ 狭い空間での共同生活（寮の部屋、トイレの共有部分等）
 - ・ 居場所の切り替わり（休憩室、喫煙所、更衣室等）
- ④ 不要不急の外出を自粛する。
- ⑤ 県境をまたいでの往来（特に感染多発地域）及び外国への渡航は極力避ける。やむを得ず県境をまたぐ移動等の必要が生じた場合（帰省を含む）には、所定の届け用紙を必ず事務局へ提出する。

3. 体調チェックシートによる健康の自己管理の徹底

全ての教職員及び学生は、毎朝（1日1回）、体調チェックシートにより必ず自身の体調をチェックし、報告してください。（体調チェックシートを、チェックしやすいように改良しました）

- ① 毎朝、体調チェックシートに体調を記入し報告する。体温測定ができていない学生は、入校時、サーモグラフィーにて検温する。
- ② チェック項目の症状のうち、37.5度以上の発熱、体のだるさ、呼吸器症状、嗅覚・味覚障害がある場合の対応について。
 - i) これらの症状がある場合には、原則として自宅療養とし（この旨を事務局に連絡する）、発症後3日以内に症状が消失すれば登校を可とする。この場合、症状がある間に医療機関を受診することを勧める。
 - ii) これら症状が4日以上続いている場合には、自宅療養とし、必ず医療機関を受診し指示を受ける。この旨を事務局に連絡する。症状が消失すれば登校は可とする。
 - iii) これらの症状があるにもかかわらず登校した場合には、医務室が対応するが、原則として自宅療養の措置をとる。この場合、発症後4日以上経過しても症状が消失しない場合は、ii)に準ずる。
- ③ チェック項目のうち、上記以外の症状がある場合の対応について。

登校を可とするが、必要に応じ医務室に相談すること。
- ④ 無症状であっても、新型コロナウイルス感染症であることが確定した人あるいは2週間以内に流行地域に渡航・居住していた人との濃厚接触歴がある場合は、PCR検査を受け陰性であれば登校を可とする。一方、PCR検査を受けない場合は、少なくとも接触後2週間は登校を禁ずる。また

必要に応じて、もよりの医療機関あるいは保健所に連絡して指示を受ける。いずれの場合にも、その旨を事務局に連絡する。

4. 外部からの来校者への対応

- ① 非常勤講師の先生方においては、入校時に体温測定を行い（サーモグラフィ）、その結果を「非常勤講師体調チェックシート」に記入する。37.5度以上の場合には事務局に連絡する。
- ② オープンキャンパスや大学説明会への出席者は、入校時に体温測定を行い（サーモグラフィ）、その結果を体調チェック用紙に記入する。37.5度以上の場合には、参加を禁止し別途対応する。
- ③ 入学試験においては、受験生は入校時に体温測定を行い（サーモグラフィ）、その結果を体調チェック用紙に記入する。37.5度以上の場合等には、別途入学試験実施フローにより対応する。
- ④ その他の来校者（会議参加者、業者等）においては、入校時に体温測定を行い（サーモグラフィ）、「構内への立ち入りにおける健康状態の確認について」に記入し、チェック項目に該当する場合は入校を禁止する。

5. 今後、国あるいは岡山県から「緊急事態宣言」あるいはそれに類する宣言が発令された場合

国あるいは岡山県等から、上記宣言が発せられ、行動制限や大学への休校要請等が求められた場合には、それに応ずる。解除に際しては状況により判断する。なお、岡山県以外の各自治体から出された「緊急事態宣言」等への対応については、適宜検討する。

II. 教職員あるいは学生において、感染が強く疑われる者あるいは感染者が出た場合の対応

1) 感染が強く疑われる者が出た場合

- ・ 該当者は、最寄りの保健所あるいは医療機関に相談して指示を受ける。
- ・ 感染確定後は医療機関の指示に従う。
- ・ 症状緩解後の登校については、医療機関の指示に従う。
- ・ 登校後も学園内でのフォローが必要な場合には、医務室が対応する。
- ・ 感染が疑われたが検査結果が陰性であった者は、該当機関の指示に従う。

2) 教職員あるいは学生に感染者が出た場合の対応

- ・ 学園は、文部科学省からの以下の通達に則り行動する。
「学生又は教職員の感染が判明した場合には、都道府県等の衛生主管部局と当該感染者の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、臨時休業の必要性について都道府県等の衛生主管部局（学園においては岡山市保健

所 086-803-1360) と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間について判断する」

- ・法人事務局は、岡山市保健所と密に連絡をとり適切に対応する。

Ⅲ. 「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)」の利用の推奨

感染防止のために「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)」をスマートフォンにインストールし、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性がある場合に通知を受けられるようにする。

以上

2020年12月15日

本山学園新型コロナウイルス対策委員会